

甲府市
地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務
成果水準書

甲府市教育委員会
令和7年9月

目次

第1章 総則	1
(1) 業務名称	1
(2) 業務の目的	1
(3) 成果水準書の目的	1
(4) 成果水準書の取扱い	1
(5) 成果水準書の変更	1
第2章 業務の基本方針	2
(1) 対象者	2
(2) 本業務が目指す成果	2
(3) 関係法令等の遵守	2
(4) 業務期間終了時の水準	2
(5) 契約期間・業務実施期間	2
(6) モニタリング	2
(7) 成果評価	3
(8) 業務に要する費用	3
(9) 業務に関する協議	3
(10) 報告	3
(11) その他事項	3
第3章 業務内容	4
(1) プラットフォームの構築及び運用管理業務	4
(2) 指導者の確保・資質向上業務	10
(3) その他提案（自由提案）	12
第4章 業務実施に関する事項	15
(1) 基本事項	15
(2) 業務計画書の作成	15
(3) 受託者と教育委員会の責任分担	16
第5章 成果指標	18
【成果指標1】 生徒登録数	18
【成果指標2】 指導者登録割合	18
【成果指標3】 指導者習熟度	18
第6章 委託料の支払い	19
(1) 支払額と支払い上限額	19
(2) 成果連動分の支払い条件	19
(3) 支払方法	20
(4) 成果品	20
第7章 その他	20

第1章 総則

(1) 業務名称

甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、「第2期 甲府市スポーツ推進計画（令和7年7月策定。）」の基本方針に掲げる「子ども運動機会の充実」のうち、「(3) 地域クラブ活動の推進」に掲げる取組みを円滑かつ効率的に実施するために必要な機能及び業務を一元管理する総合プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）を構築し、その後においても長期にわたり、甲府市（以下「本市」という。）の地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）運営を円滑かつ効率的に実施するための公民連携体制を整備することを目的とするものであり、これに必要な豊富な経験、ノウハウ及び高度な専門知識を有する民間事業者等に対し、「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）」による「成果発注」によって業務委託するものです。

(3) 成果水準書の目的

甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務成果水準書（以下「成果水準書」という。）は、本業務の適正かつ確実な実施を図ることを目的に、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）が満たすべき水準や、その他必要な事項（以下「成果水準」という。）を定めるものです。

受託者は、成果水準を満たす又は上回る範囲において、本業務に対し自由に提案するとともに、本業務の実施にあたって成果水準を確保するものとします。

(4) 成果水準書の取扱い

- ① 本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務提案募集要項（以下「要項」という。）に掲載する事業者選考における審査条件として、また、業務の実施における検査及び成果評価において、成果水準を用いるものとします。
- ② 本業務の募集に参加する者の企画提案内容のうち、成果水準を上回るものについては、提案した受託者が本業務を実施するにあたっての成果水準の一部とみなすものとします。
- ③ 成果水準書において、具体的な特定の方法を規定している場合は、受託者が性能を証明した上で、その内容について教育委員会と協議を行い、当該特定の方法と同等以上の性能及び成果が得られると教育委員会が認めた場合において採用するものとします。
- ④ 成果水準書に示す諸条件等は、受託者が成果水準を満たすことを前提として示すものであり、業務期間中に当該条件の変更が生じた場合は、受託者と教育委員会が協議のうえ変更できるものとします。

(5) 成果水準書の変更

業務期間中において、次の事由により、成果水準の変更を行う場合があります。なお、成果水準の変更に伴い契約書等の変更が必要となる場合は、教育委員会、受託者が協議のうえ契約変更を行うものとします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 法令等の変更により、業務が著しく変更されるとき。② 災害や事故等により、業務内容が著しく変更されるとき。③ その他、教育委員会が特に変更を必要と認めたとき。 |
|--|

第2章 業務の基本方針

(1) 対象者

本業務の対象者は、甲府市内に居住する中学生（山梨大学教育学部附属中学校に通学する生徒を含む。以下「生徒」という。）とその保護者（以下「保護者」という。）、地域クラブ活動の指導者（以下「指導者」という。）及び学校関係者とします。

(2) 本業務が目指す成果

- ① 地域クラブ事業は、教育委員会が令和7年7月に策定した「第2期 甲府市スポーツ推進計画（以下「市推進計画」という。）」に掲げる「子どものスポーツ・文化芸術活動の機会の創出」と「生涯スポーツ・生涯学習の更なる活性化」を果たすために実施するものであります。
- ② 本業務は、単に地域クラブに参加する生徒数の増加だけを目的とせず、より多くの生徒、保護者、指導者が積極的かつ継続的に地域クラブ活動へ参加することができる環境の構築を目指すものとします。

(3) 関係法令等の遵守

- ① 本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を的確に把握、遵守するとともに、日本産業規格である「JISX8341-3:2016」等の達成基準等、国が示す各種適用基準等に配慮するものとします。
- ② 成果水準が各種適用基準等を上回る場合は、成果水準書を優先するものとします。
- ③ 本業務の実施にあたっては、スポーツ庁と文化庁が策定する「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、山梨県が策定する「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び市推進計画等（以下「計画等」という。）の内容に従うものとします。
- ④ 業務期間中において、計画等の改訂があった場合も同様に、当該改訂内容に従うものとします。

(4) 業務期間終了時の水準

受託者は、契約期間中において誠意をもって適正かつ的確な業務を行うものとし、本業務の終了時においても成果水準を満たす良好な状態を保持しなければならないものとするほか「業務終了計画書」を作成のうえ教育委員会の承認を得るものとします。

(5) 契約期間・業務実施期間

本業務の契約は、当該年度に係る予算案が令和7年12月議会で可決された場合において締結するものとし、業務実施期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとします。

(6) モニタリング

- ① 教育委員会は、業務実施期間中において、受託者が業務委託契約等に従い、適正かつ確実に業務を実施していることを確認するため、本成果水準書等を用いて、各業務の実施状況等をモニタリングするものとし、受託者は、これに誠意をもって対応するものとします。
- ② 教育委員会は、必要に応じて業務の是正又は改善を求めるものとし、これに対し受託者は、業務改善計画書を提出のうえ改善を図るものとします。

(7) 成果評価

業務の成果評価を行う時期は、受託者と教育委員会が協議のうえ決定するものとします。

(8) 業務に要する費用

- ① 受託者は、自らが提案する業務費用の全額を負担し、教育委員会は、本業務に必要な委託料を要項に定めた上限額の範囲で支払うものとします。
- ② 本業務の委託料は、地方自治法第 214 条に基づき、教育委員会が債務負担行為を設定のうえ、当該債務負担行為の額の範囲で支払うものとします。
- ③ 各年度の支払回数・時期等の詳細は、優先交渉権者と協議のうえ、契約書で定めるものとします。

(9) 業務に関する協議

- ① 業務の実施にあたり受託者は、逐次教育委員会へ報告・協議を行うものとし、教育委員会の承認により業務を進めるものとします。
- ② 業務において疑義が生じた場合には、受託者と教育委員会の両者で誠意をもって協議することとします。
- ③ 受託者は、教育委員会又は関係機関等と協議を行った場合において、速やかに協議録を作成し、教育委員会に提出するものとします。

(10) 報告

- ① 受託者は、業務の進捗状況等について教育委員会へ随時報告（以下「随時報告」という。）を行うものとします。なお、随時報告の場所や日時・方法は、受託者及び教育委員会が協議の上で決定するものとします。
- ② 受託者は、年度ごとの業務実施報告書（以下「実績報告」という。）を作成し、教育委員会が指定する日までに教育委員会へ提出するものとします。なお、実績報告書類の記載項目等、実績報告書の具体的な内容については、受託者と教育委員会が協議のうえ決定するものとします。
- ③ 受託者は、教育委員会が資料の作成や報告等を求めた場合又は教育委員会が業務の履行確認の際に必要な書類の提出や調査等を求めた場合において、当該求めに協力するものとします。

(11) その他事項

- ① 業務期間中に、受託者の責に帰さない合理的な理由により、業務費の増加が見込まれる又は増加することが明らかとなった場合、受託者は、コスト縮減の方法を検討のうえ、成果水準等の変更案を提出することができるものとし、変更する成果水準と金額の一覧表とともに、その根拠等が十分に説明できる資料を添えて教育委員会と協議するものとします。
- ② 優先交渉権者が契約締結前に業務の継続が困難となった場合、費用負担は発生しないものとします。また、業務契約後に業務の継続が困難となった場合の措置については、契約書にて定めるものとします。
- ③ 受託者は、本業務の実施において必要な保険に加入することができるものとします。なお、保険料及び各種手続きに要する費用は、受託者の負担とし、加入する保険の種類や内容は教育委員会と協議するものとします。
- ④ 受託者は、教育委員会の求めに応じ、「甲府市中学校部活動の地域移行に関する検討委員会」に出席するなど、地域クラブ運営に必要な協力を行うものとします。

第3章 業務内容

本業務は、教育委員会が行う地域クラブ運営（地域展開）の円滑化・業務の効率化に向け、次の（１）から（３）の業務を成果連動型民間委託契約方式で実施するものであり、本成果水準書に定めのない具体的な実施手法等を民間事業者等の提案に委ねるものとします。なお（１）から（３）の業務の実施に必要な費用はすべて本業務に含むものとします。

（１）プラットフォームの構築及び運用管理業務

- プラットフォームは、教育委員会が、令和 6 年 8 月 16 日に公表した「（仮称）甲府市地域クラブ運営支援システム構築に係るサウンディング型市場調査の対話結果（別紙 1 参照、以下「SD 結果」という。）」や計画等の内容を踏まえ、①～④のクラウドサービス機能（以下「機能」という。）及び運用支援体制を構築するものとします。
- プラットフォームは、視認性、可読性、操作性、アクセシビリティの 4 つの要素に優れ、誰もがストレスなく安全に使用できる機能及びデザインとし、日本産業規格である「JISX8341-3:2016」等の達成基準等、国が示す各種適用基準等に配慮するものとします。
- スマートフォンやパソコンに不慣れな方でも、直感的かつ快適に利用できるデザインや仕組みとなるよう UI デザインに配慮するものとします。
- プラットフォームの構築にあたっては、個人情報の保護に関する法律や条例等を遵守するほか、プラットフォームの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するものとし、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施するものとします。
- プラットフォームの初回利用時や重要な変更を行った際には、対象者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）を得ることができる機能を構築するものとします。
- プラットフォームの運用開始は、契約締結日から 40 日以内とします。
- プラットフォームでは、次の環境を確保するものとします。

- ・ ブラウザ：Google Chrome、Safari、Microsoft Edge、Firefox に対応していること。
※ Firefox についてはバージョン：115.14.0esr(64 ビット)以降に対応すること。
- ・ OS：iOS、Android OS、windows11、Mac OS に対応していること。
- ・ 甲府市立中学校における生徒用 1 人 1 台端末は、NEC 製 Chromebook Y1 Gen2 を採用していることから、当該端末の Chrome ブラウザ上で支障なく全ての機能が利用できること。
- ・ 対象者の操作機器環境（PC、スマートフォン）及び管理者側（管理システム・ドライバー）の操作機器環境として、指定する機器環境に対応すること。
- ・ 想定される各種端末に対応する構成・デザインとし、今後端末の入替・更新等があった場合も、利用に支障が出ないよう対応すること。

① 連絡ツールの構築

- 受託者は、次の A～C の機能をすべて満たす連絡ツールを構築するものとします。
- 連絡ツールにおける、生徒一人あたりのアカウント使用料（月額又は年額）を提案してください。
- 保護者、指導者、教育委員会のアカウント使用料は、無料であることとします。
- 生徒が脱退した場合におけるアカウント使用料の支払い額（月額払いでの対応が可能か否か）についても併せて提案してください。

A 連絡・情報共有機能

- ・ 連絡ツールに登録した対象者（以下「登録者」という。）間において、連絡・情報共有が簡易かつリアルタイムに行える機能を有していること。
- ・ 種目、クラブ、指導者等のグループ構成が可能で、当該グループごとに連絡・情報共有ができること。
- ・ クラブ構築段階においてもグループ構成が可能で、当該グループごとに連絡・情報共有ができること。
- ・ 発信した連絡・情報共有内容等の未読又は既読の確認ができること。
- ・ 個人間（1対1）での連絡を制限する機能を有すること。
- ・ 熱中症警戒アラート等、対象者に一斉配信ができる機能を有していること。
- ・ 画像・動画・PDF・word・Excel等の各種ファイルが送付できること。
- ・ 登録者の情報（登録者一覧）をCSV等、教育委員会が加工可能な形でエクスポートできること。

B スケジュール管理機能

- ・ 登録者が相互に活動日程等を確認・共有できるスケジュール機能を有していること。
- ・ 登録・更新されたスケジュールを登録者全員に即時共有できること。
- ・ 登録されたスケジュールに対し、登録者が、出席・欠席・遅刻・早退等の出欠報告ができること。
- ・ 教育委員会が指定する期日までに出席報告を行わない登録者へ再通知できる機能を有すること。
- ・ 登録者（生徒・指導者）の出席状況（勤怠状況）を教育委員会が確認できる機能を有すること。

C アカウント管理機能

- ・ 新規登録者に対し、教育委員会が利用の可否を決定する機能を有していること。
- ・ 教育委員会が、登録者のアカウントに対し、個別に操作・閲覧等の権限を設定できること。
- ・ 教育委員会が、登録者の個々の利用状況を把握できること。
- ・ 教育委員会が、当該利用状況に応じて、生徒、保護者、指導者のアカウントを削除できること。
- ・ 登録者の個人情報が必要以上に取得しない工夫をしていること。
- ・ 生徒が同一種目に重複登録した場合、当該重複者を教育委員会が確認できること。

② 地域クラブポータル構築

- 受託者は、次の A～E の業務を円滑かつ確に行うための「地域クラブポータル（以下「ポータル」という。）」を構築する等により同業務を実施するものとします。
- A～E に記載している成果水準のほかに、各業務における有効策がある場合は提案してください。
- 受託者は、ポータルへのアクセス数が日次、月次、年次で把握できる機能を構築し、当該アクセス数が教育委員会で随時確認できる機能を構築するものとします。
- ポータルで構築する機能は、次の枠内に示す言語をはじめ、多言語に対応できるものとします。

英語、中国語（簡体字/繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、ヒンドゥー語 他

A 情報発信業務

受託者は、次の a～e により、地域クラブに関する制度や各種情報等を効率的かつ効果的に周知する「情報発信業務」を実施するものとします。

- a 本市の地域展開に係る制度・計画や、地域クラブの開設状況、運営状況、保険情報のほか、各クラブの活動状況等の情報を発信する「情報発信機能」をポータル上に構築するものとします。
- b 対象者が安心して地域クラブ活動に参加する又は参加しやすくするための情報発信を行ってください。
- c 発信する各種情報は、対象者に簡潔明瞭に伝わるデザインとしてください。
- d 上記 a～c のポータル機能以外にも、パンフレット、ポスター等、情報発信に係る実効的な取組みがある場合は提案してください。
- e 発信する情報は、受託者の提案を基に、教育委員会との協議により決定するものとします。

B 参加勧奨業務

受託者は、次の a～f により、地域クラブの参加者増に資する「参加勧奨業務」を実施するものとします。

- a 対象者全員に地域クラブへの参加勧奨を行うことができる「参加勧奨機能」をポータル上に構築するものとします。
- b ナッジ理論等を活用した対象者の行動変容を促す参加勧奨機能をデザインしてください。
- c 構築する機能は、対象者の地域クラブへの参加意欲を向上させる訴求力の高いデザインとしてください。
- d 上記 a～c のポータル機能以外にも、パンフレット、ポスター等、勧奨業務に係る実効的な取組みがある場合は提案してください。
- e d の提案にあたっては、地域クラブに参加していない生徒全員を対象に、年 1 回以上実施するものとします。
- f 勧奨方法や回数等の具体的な内容は、受託者の提案を基に、教育委員会との協議により決定するものとします。

C アンケート調査業務

受託者は、次の a～e により、対象者のニーズや地域クラブ運営に係る課題等を把握する「アンケート調査業務」を実施するものとします。

- a 対象者に対し、教育委員会が指定するアンケートを配信し、アンケート未回答者に回答を促すことができる「アンケート調査機能」をポータル上に構築するものとします。
- b a で実施するアンケート結果を集計し、分析する機能をポータル上で構築する又は当該集計・分析作業を行うものとします。
- c b のアンケートの集計・分析結果を CSV データ等で抽出する機能をポータル上で構築する又は CSV データ等を作成のうえ教育委員会へ報告するものとします。
- d 上記 a～c のポータル機能又は業務以外で、アンケート調査に係る実効的な取組みがある場合は提案してください。
- e アンケート調査の実施、集計、分析、CSV データ等による報告の具体的な方法は、受託者の提案を基に、教育委員会との協議により決定するものとします。

D 登録者の異動管理業務

受託者は、次の a～e により、地域クラブに参加する登録者（生徒）の加入、脱退、変更等の異動管理を確実に「異動管理業務」を実施するものとします。

- a ポータル上で地域クラブの新規参加者（生徒）を受付け、参加登録又は脱退手続きを行うことができ、かつ登録者の異動を一元的に管理することができる「異動管理機能」をポータル上で構築するものとします。
- b a で受付けた生徒の異動状況を学校別、種目別、地域クラブ別等で随時（日次・年次・月次）集計することができる機能をポータル上で構築する又は当該集計業務を実施するものとします。
- c b の集計結果を CSV データ等で抽出する機能をポータル上で構築する又は CSV データ等を作成のうえ教育委員会へ報告するものとします。
- d 上記 a～c のポータル機能又は業務以外で、登録者の異動管理業務に係る実効的な取組みがある場合は提案してください。
- e 異動情報の管理、集計及び報告の項目や具体的な方法は、受託者の提案を基に、教育委員会との協議により決定するものとします。

E 指導者の勤怠・労務管理業務

受託者は、次の a～e により、指導者の勤怠管理と労務管理を確実に「指導者の勤怠・労務管理業務」を実施するものとします。

- a 指導者の地域クラブの出欠状況（勤怠情報）を指導者自らが登録、照会、削除することができる「勤怠管理機能」をポータル上で構築するものとします。
- b a で登録された勤怠情報を種目別、地域クラブ別等で随時（日次・年次・月次）集計し、指導者

の報酬額等を自動計算することができる「労務管理機能」をポータル上で構築するものとします。

c aの勤怠情報やbの計算結果をCSV データ等で抽出する機能をポータル上で構築する又はCSV データ等を作成のうえ教育委員会へ報告するものとします。

d a～cのポータル機能又は業務以外で、指導者の勤怠・労務管理業務に係る実効的な取組みがある場合は提案してください。

e 指導者の勤怠・労務管理の具体的な内容は、受託者の提案を基に、教育委員会との協議により決定するものとします。

③ 相談窓口（コールセンター）機能の構築

- 受託者は、プラットフォームで構築したコンテンツの運用、利用に関する問い合わせに丁寧に対応する相談窓口（コールセンター）を設置・運営する、もしくはプラットフォーム上において同様の機能を有した問い合わせフォームを構築し、対象者の利便性向上に資する機能を構築するものとします。
- 問い合わせフォームは、対象者の質問や相談受付を24時間対応可能であることを基本とします。
- 相談窓口は、毎週月曜から金曜の9時から17時30分（年末年始・祝祭日を除く）の開設を基本とします。
- 最終的な相談窓口の開設場所や運営時間、配置する人員数や対象者が相談しやすい環境づくり等の窓口利用促進手法については、受託者と教育委員会との協議により決定するものとします。
- 受託者は、相談窓口又は問い合わせフォームで受付けた内容を教育委員会に報告するものとし、当該報告の内容や方法、報告時期は教育委員会との協議のうえ決定するものとします。

④ 操作マニュアル等の作成

- 受託者は、プラットフォームの導入効果を最大限に引き出し、対象者の円滑な利用を実現するため、プラットフォームの機能や操作方法及び設定手順等、対象者が簡潔明瞭に理解することができる操作マニュアルやFAQ等（以下、「操作マニュアル等」という。）を作成するものとします。
- 対象者や教育委員会から内容の改善を求められた場合において、受託者は当該操作マニュアル等を随時修正又は改訂するものとします。
- 受託者は、対象者が操作マニュアル等の内容等について学習することができる説明会等を開催する又はポータル上において操作マニュアル等が閲覧できる機能を構築し、周知活動を行うものとします。
- 説明会は教育委員会の求めに応じて、年1回以上実施するものとし、リモートではなく可能な範囲で生徒、保護者、指導者との対面で行うものとします。
- 操作マニュアル等の閲覧機能は、対象者が24時間閲覧可能であるものとします。

⑤ プラットフォームの運用管理

- 受託者は、自らが構築したプラットフォームが円滑かつ効率的に稼働するよう、業務期間にわたり運用管理を行うものとし、契約満了時までの間におけるプラットフォームの性能保証を行うものとします。
- 受託者は、プラットフォームの障害発生時に迅速かつ適切に対応できる管理体制を構築するとともに、

プラットフォーム実装後において、教育委員会や対象者の操作において不都合が発生した場合は教育委員会の指定する日までに必要な改修を行うものとします。

- 受託者は、プラットフォーム用にサーバー・ソフトウェアを提供するとともに、プラットフォームを安全かつ適切に管理できる環境・体制を構築のうえ運用管理するものとします。
- プラットフォームは、基本 24 時間の運用を可能とし、99.5%以上の稼働率を維持するものとします。
- メンテナンス等のやむを得ない理由によりプラットフォームの稼働を停止する場合において、受託者は、事前に教育委員会への連絡又は通知等により承諾を得るものとします。
- プラットフォームのパターンファイル等は常に最新のものにし、OS・データベースや操作状況等に関するログを取得できるようにする等、情報の保護及び管理に関して情報資産の機密性、完全性、可用性を十分に確保する適切な対策を講じるものとします。
- インターネット回線を通じてサービスを提供する環境においては、インターネット上で送受信するデータについて暗号化の処理を行うものとします。
- 受託者は、プラットフォームのユーザビリティテストを行うものとします。なお、テストの方法、回数等については、教育委員会と協議のうえ決定するものとします。
- 受託者は、定期的なアクセス解析（エリア、時間等）及び SEO 対策を実施し、教育委員会に報告するものとします。
- 受託者は、プラットフォームで管理する情報のセキュリティ対策を確実に行うものとし、第 2 章「(10) 報告」の「実績報告」と合わせ、プラットフォーム運用管理状況について、「セキュリティ要件チェックシート（別紙 2）」を用いて、毎年度教育委員会に報告するものとします。
- 運用管理の状況が不十分であると判断した場合、教育委員会は、受託者へ必要な措置を命ずるものとします。
- 受託者は、プラットフォームの効果的な運用方法や使用方法について、教育委員会に適宜必要な助言を行うことができるものとします。
- プラットフォームの著作権は受託者にあり、プラットフォーム上で教育委員会及び対象者が入力した内容及びデータ等（以下「入力データ」という。）の所有権は、教育委員会にあるものとします。
- 受託者は、教育委員会から求めがあった場合において、当該入力データを教育委員会へ引き渡すものとします。

(2) 指導者の確保・資質向上業務

受託者は、市推進計画に掲げる、次枠の A～F の取組方策を踏まえ、本市地域クラブ活動の運営に必要な指導者数の確保に努めるとともに、当該指導者の資質向上に資する業務を実施するものとします。

- A スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、暴力やハラスメント、差別等の不正のないクリーンでフェアなスポーツを推進します。
- B 心身の健康管理、活動中の事故防止及び安全対策、体罰・ハラスメント等の根絶の徹底を図るため、指導者講習や研修会を開催します。
- C 多様な主体との連携を図る中で、指導者確保に努めるほか、県が整備している人材バンク（スポカルやまなし）や国が設置している「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を活用します。
- D 市内大学と連携する中で、学生を指導者人材等として活用します。
- E 指導者資格の取得に必要な費用の補助制度を検討します。
- F 民間事業者等との連携により、指導者向けの研修プログラム等のコンテンツ作成や E ラーニング方式によるリモート講習等、指導者のスキルアップ対策を検討します。

① 指導者の確保

- A 受託者は、指導者の登録数の増加に寄与する取組みを実施するものとします。
- B 受託者は、教育委員会が運営している、または今後運営する予定のある種目に必要となる指導者数を把握のうえ、指導者の登録勧奨を随時行うものとします。
- C 受託者は、当該勧奨において、問い合わせ又は新規登録の希望者に必要な手続きを案内するものとします。
- D 受託者は、上記 A～C を円滑かつ効率的に行うことができる機能を構築する又は実効的な取組みを行うものとします。

② 指導者の資質向上

- A 受託者は、指導者の資質向上に向け、研修の実施又は研修プログラムの構築を行うものとします。
- B 指導者の資質向上にあたっては、スポーツ基本法[※]第 14 条、第 17 条の 2 及び第 29 条の内容や文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン（平成 25 年 5 月）」を踏まえるものとします。
- C スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、暴力やハラスメント、差別等の不正のないクリーンでフェアなスポーツの推進を図るほか、生徒の心身の健康管理、活動中の事故防止及び安全対策等の強化に資する指導者教育を実施するものとします。
- D 資質向上に係る業務は、毎年度 2 回以上の研修を行う、もしくはそれ以上の効果を生み出すことができる機能（研修動画の作成等）を構築するものとします。
- E 受託者は、指導者研修等を通じて、習熟度を調査するとともに、教育委員会が指導者の資質向上を確認することができる調査結果を教育委員会に報告するものとします。
- F 教育委員会が策定した「甲府市地域クラブ活動指導者資格取得助成金交付要綱」に従い、当該助

成金の周知を図るなど、指導者の JSPO スタートコーチ等の資格取得を促すものとします。

G 受託者は、上記 A～F の取組みを円滑かつ効率的に行うため、有効な機能をプラットフォーム上に構築する又は実効的な取組みを行うものとします。

※ スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の 2 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において、「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹（ひ）謗（ぼう）中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

(3) その他提案（自由提案）

- 民間事業者等からの自由提案を求めます。（自由提案がない場合、提出は不要です。）
- 自由提案は、第2章の基本方針等を踏まえ、次の「③ 本市の地域クラブが抱える課題」の解決など、本市地域クラブの円滑かつ効率的な運営に寄与するもののほか、本業務と合わせて実施することにより、より高い相乗効果が得られるものとしてください。
- 特に、地域クラブ活動会場の調整・予約等を一元的かつ効率的に実施できる DX 化についての提案や、参加者による受益者負担制度の導入に係る提案に期待します。
- 優先交渉権者の選考審査では、本業務の委託料上限額の範囲内において実現可能な自由提案を評価することを基本としますが、次の「① 民間制度の適用」により、本業務の範囲で実施することを限定せず、業務期間中において実現可能でかつ実効性の高い自由提案についても評価する場合があります。
- 自由提案にあたっては、従来の発想にとらわれず、民間事業者ならではのアイデアやノウハウ等を発揮した内容を期待します。
- 自由提案による事業成立に補助金の活用を提案することは可能ですが、補助金なしでも業務が成り立つことを原則とした提案としてください。

① 民間提案制度の適用

提案内容は、本業務で実施することを前提とせず、甲府市公共施設等マネジメント民間提案制度[※]（令和2年9月策定）等により、提案業務の具体的な実現に向け、契約期間内において、提案者と教育委員会で引き続き協議していく内容（以下「民間提案」という。）も受付けるものとします。

※ 甲府市公共施設等マネジメント民間提案制度

本市の PPP 事業の導入促進を図るため、民間事業者等からの積極的な発意・発案の促進を図ることを目的に構築したもので、民間事業者等からの提案の採否を選定し、採用された提案者との協議を経て事業化を図る制度。（提案内容の事業化を確約するものではありません。）

提案内容を事業化する際には、当該提案を行った民間事業者等にインセンティブを付与するほか、官民対話を実施のうえ、随意契約等による事業者選定を行う場合もある。

② 提案方法

- 提案にあたっては、自由提案書（任意様式）を提出してください。（提案がない場合は提出不要。）
- 自由提案書には、提案する業務を実施することで、教育委員会が得られる効果を明らかにするとともに、業務実施にあたっての人員体制、実現可能なスケジュール及び提案内容の実施に要する費用を必ず記載してください。
- 提案する業務の受託実績がある場合は、募集要項の第3号様式の記載項目を参照し、当該受託実績を明示ください。（実績がない場合は、実績がない旨を記載してください。）
- 本業務外として実施する内容は、【費用外】と明記し、混同する可能性を排除してください。
- 自由提案は、優先交渉権者との協議を経て事業化を検討するものであり、提案内容の事業化を確約するものではありません。

③ 本市の地域クラブが抱える課題

A 多様なスポーツ・文化芸術体験機会の提供
<ul style="list-style-type: none">○ 特定の種目や分野に継続的に専念するばかりではなく、多様なスポーツ・レクリエーション等、身体を動かす機会を提供する又は複数の種目を体験できる地域クラブ活動（マルチスポーツクラブ）の設置が必要。○ 運動部活動に加入していない生徒にも関心をもってもらえるスポーツ体験機会を提供するため、アンケート等を通じて、生徒自身が取組みたいと思うスポーツの体験会を企画することが必要。○ 体験機会の拡充にあたっては、学校と地域クラブの役割分担を明確化する中で、更なる連携強化を図ることが必要。○ VF 甲府や山梨 QB と連携し、観戦チケットの無料配布やボランティア募集を検討するとともに、R9 に本市での開催が予定されている冬季国民スポーツ大会・インターハイ及び R14 の国民スポーツ大会に向け、競技力の向上のみならず「見るスポーツ」・「ささえるスポーツ」への参加を促進していくことが必要。
B ジュニアからシニアまでの多世代での取組み
<ul style="list-style-type: none">○ 中学生とスポーツ少年団と一緒に活動できる環境の構築が必要。○ 3 世代と一緒に活動できるイベント開催等が必要。○ 地域クラブ活動に参加する中学生が、高校や大学等に進学しても、地域クラブの活動に参加者や指導者、サポートスタッフ等として参加できる持続可能な仕組みづくりが必要。
C 不登校や障がいのある子供たちの地域の学びの場としての役割
<ul style="list-style-type: none">○ 年齢や性別、障がいの有無を問わず一緒に楽しめるイベントの開催が必要。○ 本市あすなろ学級（不登校児童教室）や支援学校のパラスポーツ交流会など関係機関と連携した子どもたちの体験機会の創出が必要。
D 安全確保の体制づくり
<ul style="list-style-type: none">○ 地域クラブの実施において、熱中症対策及び避雷等の安全対策が必要。
E 指導者の確保
<ul style="list-style-type: none">○ 種目団体や総合型地域スポーツクラブ等、多様な主体との連携を図る中で、指導者確保に努めるほか、県が整備している人材バンク（スポカルやまなし）を活用していくことが必要。○ 大学生を指導者又はアシスタントコーチ人材等として活用する体制を整備するとともに、アスリート人材による複数の地域クラブ活動への巡回指導が必要。
F 施設運営の効率化による活動拠点づくり
<ul style="list-style-type: none">○ 地域クラブ活動会場の調整・予約等を一元的かつ効率的に実施できる DX 化が必要。○ 地域クラブ活動での優先利用や使用料免除等の仕組みが必要。

- 学校体育施設の包括管理運営、指定管理者制度や業務管理委託の検討が必要。
- 総合型地域クラブと連携した市有施設の有効活用の検討が必要。
- 効率的な活動拠点づくりに向け、学校施設・学校備品を最大限活用することが必要。

G 新たな財源の確保（受益者負担制の導入）

- 参加者による受益者負担制度の早期導入が必要。
- 企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングの活用が必要。
- 寄付等を想定した基金の創設が必要。

H 多様なニーズに対応した大会の開催

- 生徒の成果発表の機会として、スポーツを楽しむことや他生徒との交流を目的とした大会開催が必要。
- 生徒の参加機会を拡充するため、トーナメント方式ではなく、リーグ形式での大会の開催が必要。
- 周辺市町との連携により、公式大会以外のトレーニングマッチや合同イベント等の開催が必要。

I 指導者研修コンテンツの開発

- Eラーニング方式によるリモート講習や受講証明の発行等、指導者のスキルアップ対策が必要。

J 持続的・安定的な運営体制

- 地域クラブ活動の運営に必要な税務・会計や労務、ガバナンス、マネジメント等に関する業務を整理のうえ、事業運営の民間連携（民営化）を検討していくことが必要。

第4章 業務実施に関する事項

(1) 基本事項

- ① 受託者は、募集要項、成果水準書及び契約書に基づく諸条件に則り、誠実に業務を遂行するものとします。
- ② 受託者は、自らが提案する業務費を遵守し、本成果水準書の業務と自らが企画提案した業務を確実に実施するものとします。
- ③ 本業務の実施にあたっては、個人情報適切に管理し、個人情報の保護及びプライバシーの保護に努めることとします。
- ④ 受託者は、本業務を適切に実施するために、各役割の責任者を定め、当該責任者は、各業務分担における責任を果たすとともに、業務全体につき連帯して適切に業務を遂行するものとします。
- ⑤ 管理責任者は、各役割の責任者に業務管理を行わせ、必要な業務の漏れ、不整合その他の業務実施上の障害が発生しないよう適切に業務間の調整を行うものとします。
- ⑥ 管理責任者は、本業務に関わるすべての構成員の意思伝達が円滑かつ迅速に進むよう努め、業務に遅延が生じないよう、受託者内の意思を集約するものとします。
- ⑦ 管理責任者は、各業務が成果水準を満たし、適正に実施されていることを確認し、成果水準確認報告書として取りまとめ、教育委員会に説明のうえ、確認を受けるものとします。
- ⑧ 受託者は、自らが有する知見及びノウハウを最大限用いて本業務を遂行するほか、本業務の実効性を更に高めるための随時提案を行うことができるものとします。
- ⑨ 教育委員会は、受託者の提案を尊重し、業務に取入れていくことに努めるものとします。

(2) 業務計画書の作成

- ① 優先交渉権者は、本成果水準書と自らが提案する企画提案書の内容等を踏まえ、本業務における妥当性、実効性があり、かつ契約期間中において確実に実施できる業務計画書案を作成し、教育委員会の承認を得るものとします。
 - ② 優先交渉権者と教育委員会は、承認した業務計画書に基づき、業務契約を締結するものとします。
- ※ 企画提案書の内容と業務計画書案の内容が異なる場合等において、教育委員会は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがあります。
- ※ 業務計画書案の作成に係る経費は優先交渉権者の負担とします。

【業務計画書の構成例】

掲載項目	掲載概要
① 業務の工程	業務全体のスケジュールと教育委員会との役割分担 等。 ※ 要項 第5号様式関係
② 業務の実施体制	緊急時対応も含め、効率的、効果的かつ安定的に業務遂行するための体制 等。 ※ 要項 第4号様式関係

③ 成果水準の確認方法	成果水準の確認・評価方法（評価時期、確認者、その他必要事項） 教育委員会への報告方法 等。
④ 業務実施計画	各業務の実施に必要な内容、手順、マニュアル等。
⑤ その他	その他、業務の実施にあたり必要な事項。

（３）受託者と教育委員会の責任分担

① 基本的な考え方

企画提案書における事業者の提案事項は、事業者選定の最大の根拠としていることから、業務提案が達成できないことによる損失は、原則として受託者が負担するものとします。

ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うことができるものとします。

② 予想されるリスクと責任分担

受託者と教育委員会の責任分担は、原則として次表によるものとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うものとします。

なお、事業者が責任を負うべき事項で、教育委員会が責任を負うべき合理的な理由があるものや、提案段階で分担が決定されていないものについては、別途協議のうえ決定するものとします。

リスクの種類	リスク内容	教育委員会	受託者
募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
提案の誤り	提案した業務が達成できない場合		○
第三者賠償	構築したシステムによる第三者への損害賠償義務		○
安全性の確保	システム構築と運用管理における安全性の確保		○
関連法令等の変更	法令・許認可・税制・計画等の変更	○	○
保険	受託者が加入する保険		○
業務の中止・延期	教育委員会の指示によるもの	○	
	受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	教育委員会の業務放棄・破綻によるもの	○	
不可抗力	天災等による業務の中止・遅延	○	○
物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
計画変更	教育委員会の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	教育委員会の責による業務内容の変更	○	
	受託者が必要とする変更		○
	受託者の指示・判断の不備によるもの		○

リスクの種類	リスク内容	教育委員会	受託者
応募コスト	応募コストの負担		○
資金調達	業務実施に必要な資金の確保に関する事		○
業務遅延・未実施	教育委員会の責による遅延・未実施	○	
	受託者の責による遅延・未実施		○
委託料増大	教育委員会の指示・承諾による費用増	○	
	受託者の指示・判断の不備によるもの		○
性能	成果水準の不適合		○
金利の変動	金利の変動		○
支払遅延・不能	教育委員会の責による、支払遅延・不能（下記以外）	○	
	成果報告等の遅延により支払を留保する場合		○
瑕疵担保	プラットフォーム構築と運用管理に関する隠れた瑕疵担保責任		○
	上記以外	○	○
不可抗力	火災・天災などの不可抗力による本市施設・設備等の損傷	○	
機器の不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
運用管理費の上昇	上記以外の理由による運用管理費の増大		○
機能不良	プラットフォームが所定の性能を達成しない場合		○
成果保証	成果水準不適合		○

③ 税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、次のとおりとします。

消費税	<p>消費税は受託者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され、最終的に物品・サービスを購入し、サービスの提供を受けるものが負担する税です。</p> <p>消費税に関するリスクはサービス料の支払い者が負担するものとします。</p>
消費税以外の税	<p>法人税等は、法人の企業活用によって得られる所得に対する課税であったり、地域社会の費用を多数のもので負担するための課税であったりするため、本来的に事業者負担の税であるため、法人税等に関するリスクは受託者が負担するものとします。</p>
税の新設	<p>税の新設がなされた場合、当該新税がサービスを享受するものが支払うべき税である場合には、サービス料の支払い者が負担し、地域社会の中で収益を目的に業務を行うものが支払うべき税である場合には受託者が負担するものとします。</p> <p>これに該当しない場合は教育委員会及び受託者が協議のうえ負担するものとします。</p>

第5章 成果指標

成果指標及び成果評価方法は、次のとおりとします。

【成果指標 1】 生徒登録数

評価基準日	毎年度 3 月 1 日
評価方法	評価基準日現在の登録者数に応じて成果を評価します。 ※ 生徒登録者数の評価にあたっては、クラブ活動への参加率や、継続して参加している状況等を参考として確認します。

【成果指標 2】 指導者登録割合

評価基準日	毎年度 3 月 1 日
評価方法	教育委員会が定める各種目の指導者定数で、評価基準日現在における各種目の登録者数を除した割合（小数点第 1 位を四捨五入）に応じて成果を評価します。 ※ 指導者登録割合の評価にあたっては、クラブ活動への参加率や、継続して参加している状況のほか、クラブごとの充足率等を参考として確認します。

【成果指標 3】 指導者習熟度

評価基準日	教育委員会が指定する日
評価方法	市が定める合格水準に達した指導者の割合を評価します。 評価項目や手順は、事業者の提案内容に基づき協議を行い、優先交渉時に双方合意の上決定するものとします。 習熟度の評価は、5 段階で行うものとし、評価基準日及び具体的な評価基準・評価方法は、優先交渉者と協議のうえ定めるものとします。

第6章 委託料の支払い

(1) 支払額と支払い上限額

委託料は、固定業務に対して支払う「固定分」と、成果指標の達成度に応じて支払う「成果連動分」をそれぞれ支払うものとします。成果連動分に係る各年度の支払い上限額は次のとおりとし、支払時期については優先交渉者と協議のうえ契約書で定めるものとします。

年度	固定分		成果連動分		支払上限額 (円)
	支払時期(案)	支払額(円)	支払時期(案)	上限額(円)	
令和7年度	令和8年3月	2,180,000	(成果連動分なし)		2,180,000
令和8年度	令和9年3月	4,920,000	令和9年4月	3,600,000	8,520,000
令和9年度	令和10年3月	4,920,000	令和10年4月	3,600,000	8,520,000
合計	固定分 計	12,020,000	成果連動分 計	7,200,000	19,220,000

(2) 成果連動分の支払い条件

各成果指標の支払は以下のとおりとします。

なお、成果指標の基準値は、令和7年度の公募時点の実績値を使用しているため、業務実施後の実績値が大幅に変化した場合又は見直しが必要となった場合は、受託者と教育委員会が協議のうえ支払い条件を再設定することができるものとします。

① 生徒登録数

登録生徒数	基準額
支払額	第3章 業務内容(1)の①で提案する額×生徒登録数 (上限額) 2,700,000円

② 指導者登録割合

確保率	定数 (基準値)	10%	20%	30%	40%	50%以上 (上限額)
支払額	40,000円	80,000円	160,000円	240,000円	320,000円	400,000円

③ 指導者習熟度

習熟度 割合	~50% (基準値)	51~60%	61~70%	71~80%	81~89%	90%以上 (上限額)
支払額	50,000円	100,000円	200,000円	300,000円	400,000円	500,000円

(3) 支払方法

- 教育委員会は、受託者より業務実施報告書を受領後、検査及び成果評価を行い、当該検査結果と評価結果を受託者に通知するものとし、受託者はこの通知をもって、固定業務の検査に合格したことになります。
- 受託者は、検査及び評価結果の通知を受領後、固定分と成果連動分の内訳を明記した請求書をそれぞれ作成し、教育委員会が指定する日までに提出するものとします。
- 教育委員会は、受託者からの請求書を受領した日から 30 日以内に当該金額を支払うものとします。
- 受託者は、教育委員会が実施する検査及び成果評価に必要な資料の提供その他について協力しなければならないものとします。

(4) 成果品

- プラットフォームの著作権を除き、本業務の成果品は、所有権、著作権、利用権ともに教育委員会に帰属するものとし、受託者は、これを公開してはなりません。ただし、事前に教育委員会の書面による同意を得た場合は、この限りではありません。
- 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはなりません。ただし、事前に教育委員会の書面による同意を得た場合は、この限りではありません。
- 受託者が成果品を納める際には、教育委員会の検査を受け、検査において指摘された箇所は、直ちに修正するものとします。
- 業務完了後において、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とします。
- 受託者が権利を有する著作物については、受託者の許諾要件の範囲内において教育委員会が使用できるものとします。

第7章 その他

この成果水準書に定めのない事項又は成果水準書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとします。

ただし、協議が調わない場合においては、教育委員会が定めるものとします。